（12条関係様式）

法第１２条第１項に基づく書面

　　　　　年　　　月　　　日

（発注者）

　　福山市上下水道事業管理者　様

　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　名　　　　前　　　　　　　　　　　　　　 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、次のとおり

説明します。

１ 工事の名称

２ 工事の場所

３ 説明内容 　添付資料のとおり

４ 添付資料

　　　　①別表（別表1～3の該当するものに必要事項を記載したもの）

　　 □別表1（建築物に係る解体工事）

　　　　　□別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

　　　　　□別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

　　②工程の概要を示す資料

　　□工程表

|  |  |
| --- | --- |
| 確 認 印 |  |

別表２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（A４）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用する特定建設  資材の種類 | | | | □コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材  □アスファルト・コンクリート　□木材 | | |
| 建築物に関する調査の結果 | | 建築物の状況 | | 築年数　　　年、棟数　　　棟  その他（　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 周辺状況 | | 周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校  □病院　□その他（　　　　　　　　　　）  敷地境界との最短距離　約　　　ｍ  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容 | |  | | 建築物に関する調査の結果 | | 工事着手前に実施する措置の内容 |
| 作業場所 | | 作業場所　□十分　□不十分  その他（　　　　　　） | |  |
| 搬出経路 | | 障害物　□有（　　　　　　）□無  前面道路の幅員　約　　　ｍ  通学路　□有　□無  その他（　　　　　　） | |  |
| 特定建設資材への付着物  （修繕・模様替工事のみ） | | □有（　　　　　　　　　　　　　　）  □無 | |  |
| 他法令関係（修繕・模様替工事のみ） | 石綿  （大気汚染防止法・安全衛生法石綿則） | □有  特定建設資材への付着（□有　□無）  □無 | |  |
| フロン（フロン排出抑制法） | □有（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち  フロン類が使われているもの）  □無 | |  |
| その他 | |  | |  |
| 工程ごとの作業内容 | 工程 | | | 作業内容 | | |
| ①造成等 | | | 造成等の工事　□有　□無 | | |
| ②基礎・基礎杭 | | | 基礎・基礎杭の工事　□有　□無 | | |
| ③上部構造部分・外装 | | | 上部構造部分・外装の工事　□有　□無 | | |
| ④屋根 | | | 屋根の工事　□有　□無 | | |
| ⑤建築設備・内装等 | | | 建築設備・内装等の工事　□有　□無 | | |
| ⑥その他  （　　　　　　　　　） | | | その他の工事　□有　□無 | | |
| 廃棄物発生見込量 | 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分 | | | 種類 | 量の見込み | 使用する部分又は発生が見込まれる部分（注） |
| □コンクリート塊 | トン | □①　□②　□③　□④  □⑤　□⑥ |
| □ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 | トン | □①　□②　□③　□④  □⑤　□⑥ |
| □建設発生木材 | トン | □①　□②　□③　□④  □⑤　□⑥ |
| （注）①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他 | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

□欄には、該当箇所に「レ」を付すること。

（13条関係）

法第１３条及び省令第７条に基づく書面

　　　年　　　月　　　日

（発注者）

　福山市上下水道事業管理者　様

　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　名　　　　前　　　　　　　　　　　　　　 印

　　　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等

に関する省令第７条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等につ

いては次のとおりです。

１．分別解体等の方法（建築物に係る新築工事等の場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方  法 | 工程 | 作業内容 |
| ①造成等 | 造成等の工事  □有　□無 |
| ②基礎・基礎杭 | 基礎・基礎杭の工事  □有　□無 |
| ③上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事  □有　□無 |
| ④屋根 | 屋根の工事  □有　□無 |
| ⑤建築設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事  □有　□無 |
| ⑥その他( ) | その他の工事  □有　□無 |

（注）分別解体等の方法については該当がない場合は、記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　該当無し

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認印 |  |

別　紙

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物  の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

* 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）